

令和2年度 利子助成事業の概要（農業関係資金）

I 認定農業者向け資金の制度概要

認定農業者が経営改善を図るために借り入れる農業近代化資金及びスーパーL資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、意欲ある農業者の育成・確保を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を整え、食料自給率の向上を図るためには、生産拡大等に意欲的に取り組む農業者等の経営を支えることが重要との認識の下、認定農業者向けの農業近代化資金及びスーパーL資金を借り入れる者の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

令和2年度に次のいずれかの資金を借り入れる認定農業者です。ただし、3に記載の助成内容・要件によります。

農業近代化資金（認定農業者等向け特例）

都道府県と利子補給契約を締結している農協、信用農協連、銀行、信用金庫等から融資されます。

農業経営基盤強化資金（＝スーパーL資金）

（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されます。

3 対象資金・助成内容

農業近代化資金（認定農業者等向け特例）（通常助成）

(1) 対象資金

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認を受けた認定農業者等向け農業近代化資金^(注)又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金

(注)「認定農業者向け近代化資金」とは、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)のアに掲げる者に対して融通される農業近代化資金です。具体的には、次の者に貸し付けられる農業近代化資金です。

- ① 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（行うことが確実に見込まれる者を含む。）に限る。）
 - ② ①の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
- (2) 利子助成率
スーパーL資金の貸付金利と同率となるまでの幅（都道府県の利子補給承認時又は貸付時の水準による。）
- (3) 利子助成期間
貸付時から償還終了時まで（最長 15 年間）
- (4) 利子助成対象貸付限度額
個人 1,800 万円・法人 3,600 万円
- (5) 対象融資枠
410 億円

スーパーL資金（5年間無利子）

(1) 対象資金

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金のうち、「実質化された人・農地プラン等」^(注1)に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（位置付けられることが確実にとの市町村の証明を受けた者を含む。）又は農地中間管理機構から農用地等^(注2)を借り受けた農業者に貸し付けられるもの。

加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、「園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表」により確認ができた者であること。

(注1)「実質化された人・農地プラン等」とは、「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて」（令和2年3月30日付け元経営第3239号農林水産省経営局金融調整課長通知）により次のとおり定められています。

- ① 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の(1)の実質化された人・農地プラン
- ② 同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン
- ③ 同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等
- ④ 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく行程表で公表が行われているもの

(注2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第2項に規定する農用地等をいいます。

なお、次の資金は対象外

- ・ 補助残融資資金（国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融資される資金）は対象外。ただし、経営体育成支援事業（融資主体型補助）は対象。
- ・ 負債整理関係資金

- (2) 利子助成率
貸付金利が0%となるまでの幅（ただし、2%が上限）
- (3) 利子助成期間
貸付時から5年間
- (4) 利子助成対象貸付限度額
スーパーL資金の貸付限度額
（個人3億円（特認6億円）・法人10億円（特認20億円））
- (5) 対象融資枠
900億円

II 災害関連資金の制度概要

災害により被災した農業者等を支援するため、農業近代化資金及び農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

1 事業の趣旨

大きな被害が発生した特定の災害により被害を受けた農業者等の経営の早急な立ち直りを支援するため、この被災農業者等が経営の再開や維持などのために借り入れる農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金について、貸付当初5年間無利子となるよう利子助成金を交付するものです。

2 対象者

対象となる災害の指定等の要件は、災害の発生や影響等の状況により、毎年、追加や削除が行われています（当年度中に追加される場合もあります。）。

令和2年9月4日現在の対象者は、「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件」（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）により定められており、その概要は次の①から⑦までの要件のいずれかに該当する農業者等です。

なお、②及び③については「令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」を、⑥及び⑦については「令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害に係る利子助成事業の適用要件の確認表」を、取扱いの窓口となる融資機関が作成します。

①令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた方です。

②令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた方です。

③令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年台風第19号）（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けた方です。

ア 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出

荷量・販売量・取引量)が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

④新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を「新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表」で融資機関が確認できた方です。

なお、この場合の確認表は、借入希望者が作成し、融資機関へ提出します。

⑤新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る「経営展開計画（兼取組確認表）（新型コロナウイルス感染症に係るもの）」を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた方です。

なお、この場合の計画は、借入希望者が作成し、融資機関へ提出します。

⑥令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨（災害関連資金）

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた方です。

⑦令和2年7月3日から同月31日までの間の豪雨（令和2年7月豪雨）（災害関連資金）

資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること又は概ね2割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けた方です。

ア 対象資金の借入れの申込みまでの2か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して3割以上減少していること又は経営費が3割以上上昇していること。

イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること。

なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

令和2年4月1日（前記2の⑤は令和2年4月30日）から令和3年3月31日までの間に融資^(注1)される次の各表の制度資金が対象です。

(注1) ここでいう融資とは、農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金においては利子補給承認を、公庫資金においては貸付決定のことをいいます。

表1 2の①、②、③、⑥及び⑦の災害関連資金の対象者に該当する場合の対象資金

	制 度 資 金 名
民間資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
	農業基盤整備資金
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）「負債整理を除く」
	経営体育成強化資金「負債整理を除く」

[表1の補足説明]

2の③及び⑦の災害関連資金の対象者（いわゆる間接被災者）に該当する場合の対象資金は、上表のうち農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金及び経営体育成強化資金の設備資金を除く長期運転資金（家畜・果樹の導入・育成費など）に限られません。

表2 2の④の新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）に該当する場合の対象資金

	制 度 資 金 名
民間資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）
	農業経営負担軽減支援資金
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）「負債整理を含む」
	経営体育成強化資金「負債整理を含む」

表3 2の⑤の新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関係資金）に該当する場合の対象資金

	制 度 資 金 名
民間資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）
公庫資金	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）「負債整理を除く」
	経営体育成強化資金「負債整理を除く」

[表1から表3の補足説明]

1. 表1及び表3においては、スーパーL資金の資金使途のうちの「安定化長期資金」（負債整理など）、経営体育成強化資金の資金使途のうちの「再建整備資金」及び「償還円滑化資金」（ともに負債整理）は対象になりません。（表2においてはこれら負債整理資金が対象となります。）
2. 補助残融資資金（国の補助金・交付金（農林水産省以外の所管に係るものを含む。）の交付を受ける事業の補助残（自己資金）部分に充てるための資金は、表1及び表2においては当該補助事業が災害復旧に係る事業（表2においては新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を含む。）である場合に限り対象となります。表3においては当該補助事業が災害復旧に係る事業以外のものであっても対象となります。

なお、いわゆる融資残補助の事業（例：経営体育成支援事業（融資主体型補助））については対象となります。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から5年間。

なお、認定農業者等向け農業近代化資金であって、償還期限が5年以上の場合、貸付後5年目応答日以降償還終了時まで、通常の子助成を行います（貸付けから最長15年）。

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います（例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大2億円まで適用されます。）。

なお、(1)の各表に掲げる資金のうちの一部については、特定の災害について貸付限度額を引き上げる特例措置が講じられている場合がありますので、詳しくは融資機関にご照会ください。

(5) 対象融資枠

7, 450億円

Ⅲ 東日本大震災復旧・復興資金の制度概要

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）において、甚大な損害が発生した農業者に対し、その農業経営の速やかな復旧・復興を図るため、(株)日本政策金融公庫等からの災害復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子となるよう金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業（東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、農業経営の速やかな復旧・復興を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

東日本大震災により損害を受けた農業者が復旧・復興の取組みを行うために借り入れる農林漁業セーフティネット資金等公庫資金や農業近代化資金等の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に、ほ場、事業所その他の事業拠点を有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明（被災証明書）を市町村長その他相当の機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たす者（以下「被災農業者」という。）です。

ア 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者

イ 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限られます。）

〔補足説明〕

1 農業経営の再開の可否、時期及び年間売上高の確認は、融資機関が融資審査において行うものとされています。具体的には、「東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業一問一答」（問12～24）を参照しつつ、「農業経営復旧・復興対策適用要件の

確認表」に確認結果を記入願います。

その後、利子助成金交付代理申請の際、同確認表を当協会に提出してください。なお、経営再開の確認に要した書類、決算書等の証拠書類については、提出不要ですので融資機関において保管願います。

- 2 市町村長等から受ける証明は、原則として、市町村及び都道府県の機関によるものとされていますが、行政機能の不全等の事情により速やかな対応が困難と見込まれる場合には、被害状況が分かる資料に基づき、融資機関において要件を満たしていることを確認することにより代替することもできます。なお、被災証明書の所定様式は別添のとおりですが、同等の内容が確認できる場合には、この様式以外の様式でも差し支えありません。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間^(注)に「農業経営復旧・復興対策」として融資される次の制度資金が対象です。

(注) 農業近代化資金等の民間資金は都道府県の利子補給承認、公庫資金（㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融資する農業資金）は貸付決定が行われるものについて適用されます。

	制度資金名
民間資金	農業近代化資金（個人施設）
	農業経営負担軽減支援資金
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）
	農業基盤整備資金
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
	経営体育成強化資金

[補足説明]

補助残融資資金は、利子助成の対象外（ただし、被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものは対象。）。なお、融資残補助である経営体育成支援事業（融資主体型補助）については対象となる。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付後最長 18 年間

[補足説明]

東日本大震災による被害の重大性に鑑み、特例措置として、対象資金の償還期限及び据置期間についてそれぞれ3年間の延長と、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・災害復旧）及び経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金）について貸付限度額の引上げが行われています。（別表参照）

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います（例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大2億円まで適用されます。）。

(5) 対象融資枠

30億円

（農業近代化資金等2億円、公庫資金28億円）

（別表）東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の対象資金の主な償還期限、据置期間及び利子助成対象貸付限度額一覧

資金名	償還期限（注1） （以内）	据置期間（注1） （以内）	利子助成対象貸付限度額 （＝貸付限度額）
農業近代化資金（個人施設）	15年→18年	7年→10年	個人1,800万円（知事特認2億円）、法人2億円
農業経営負担軽減支援資金	10年（特認15年） →18年	3年→6年	営農負債の残高
農林漁業セーフティネット資金	10年→13年	3年→6年	600万円→1,200万円 又は年間経営費等の3/12→ 12/12
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	15年→18年	3年→6年	【災害復旧】 負担額の80%→負担額の 100% 又は1施設当たり300万円 （特認600万円） →1,200万円
農業基盤整備資金	25年→28年	10年→13年	地元負担額
農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	25年→28年	10年→13年	個人3億円（特認6億円） 法人10億円（特認20億円）
経営体育成強化資金	25年→28年	3年→6年 （注2：10年→13年）	前向き投資資金、再建整備 資金及び償還円滑化資金の 借入額を合算し、個人等2.5 億円、法人8億円

(注)

- 1 償還期限及び据置期間並びに貸付限度額の特例は、令和3年3月31日までの間に貸し付けられるものに適用される。
- 2 果樹の新植・改植・育成の場合

IV TPP 等関連対策資金の制度概要

認定農業者が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定（以下「TPP等」という。）による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、金利負担を軽減するための農林水産省の利子助成事業（担い手経営発展支援金融対策事業（以下「本事業」））を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、担い手農業者の攻めの経営展開を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

TPP等の発効に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっており、認定農業者が新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

「実質化された人・農地プラン等」^(注1)において地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者のうち、経営展開計画（兼取組確認表）^(注2)を作成した方です。

ただし、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済等の加入等及びGF P登録に係る交付要件確認表（別記様式第1の2号）により、次のア及びイを満たすこと。

ア 園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は、自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向があること又は園芸施設共済の対象となる施設を取得しないこと。

イ 経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合にあっては、農林水産省が設立しているGF P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトに登録していること。

（注1）「実質化された人・農地プラン等」とは、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱第3の2の(1)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて」（令和2年3月30日付け元経営第3263号農林水産省経営局金融調整課長通知）により次のとおり定められています。

- ① 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の(1)の実質化された人・農地プラン（同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等を含む。）
- ② 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく行程表で公表が行われているもの

(注2) 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通達)別記様式第1号に定めるものをいう。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

(株)日本政策金融公庫その他の融資機関から融資されるスーパーL資金(=農業経営基盤強化資金)及び農業近代化資金です。

その貸付決定がなされる期間については特に設定されておらず、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。

なお、本事業に基づく利子助成は、国の補助金(交付金等を含む。)を活用して経営展開を図る取組も対象としており、T P P等関連対策の補助事業を含め、本事業の対象となります。また、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助については本事業の対象となります(例:経営体育成支援事業(融資主体型補助))。このほか、クイック融資や他省庁が所管する補助事業を活用して経営展開を図る場合も本事業の対象となります。

ただし、負債整理関係資金などは対象となりません。

(2) 利子助成率

①スーパーL資金

貸付金利が0%となるまでの幅(ただし、2%を上限)

②農業近代化資金

貸付当初5年間は貸付金利が0%となるまでの幅

貸付から5年経過後、償還終了時まで、スーパーL資金の貸付金利と同率となるまでの幅(ただし、2%を上限)

(3) 利子助成期間

①スーパーL資金

貸付時から5年間

②農業近代化資金

貸付時から償還終了まで(最長15年間)

(4) 利子助成対象貸付限度額

①スーパーL資金

個人3億円(特認6億円)・法人10億円(特認20億円)

②農業近代化資金

個人18百万円・法人36百万円

(無利子化措置の既往残高(平成19~21年度に実施された農山漁村振興緊急対策事業、省エネ・低コスト事業、雇用創出事業)と通算)

(5) 対象融資枠

①スーパーL資金 5,700億円

②農業近代化資金 200億円

[補足説明]

スーパーL資金については、平成27年度から令和2年度まで各年度の補正予算で措置された融資枠の合計

V 利子助成を受けるために必要な書類（農業近代化資金の場合）

ISSマニュアルをご覧ください。⇒ [ISS
マニュアル](#) 入口